

憲法 I (人権)

担当：柳瀬 昇

第 25 回 国家による自由 (2)

3. 教育を受ける権利

- 26 条 1 項は、「すべて国民は、法律の定めるところにより、その能力に応じて、ひとしく教育を受ける権利を有する」と規定し、続く 2 項では、子どもの教育を受ける権利 (学習権) に対応するよう、子女に普通教育を受けさせる義務を親権者等に課している。国は、教育制度を維持し、教育条件を整備すべき義務を負う。
- 教育を受ける権利に関連して、教育権の所在が議論される。国は、国民の信託を受けて適切な教育政策を樹立・実施する権能を有しており、教育の内容に対して、教育の機会均等の確保と全国的な一定水準の維持のために必要かつ合理的な関与ができるという見解と、子どもの教育に責任を負うのは、親権者及びその負託を受けた教師であり、国は、外的条件の整備のみでしか教育に関与できないという見解とが対立している。
- 教育権の所在をめぐる争点は、教科書検定制度の合憲性をめぐって争われた家永訴訟において争点となり、下級審レベルでは、国家教育権説に立ついわゆる高津判決 (東京地判昭和 49 年 7 月 16 日判時 751 号 47 頁) と、国民教育権説に立ついわゆる杉本判決 (東京地判昭和 45 年 7 月 17 日判時 604 号 29 頁) とが出されていたが、最高裁判所は、両説とも極端かつ一方的であると述べ、折衷説に立っている (旭川学力テスト事件最高裁判決 (最大判昭和 51 年 5 月 21 日刑集 30 卷 5 号 615 頁))。
- 26 条 2 項の義務教育の無償とは、判例によれば、授業料の不徴収を意味するにすぎないと解されている (教科書無償訴訟最高裁判決 (最大判昭和 39 年 2 月 26 日民集 18 卷 2 号 343 頁) が、実際には、1963 (昭和 38) 年以降、法律によって、義務教育に係る教科書が無償で配布されている。

4. 勤労の権利と労働基本権

- 日本国憲法 27 条は、1 項で勤労の権利と義務を規定し、2 項で勤務条件の法定を、3 項で児童酷使の禁止を定める。
- 労働市場をまったくの私的自治の原則に委ねると、労働者は、使用者に対して不利な立場に立たされ、劣悪な労働条件の下でいやおうなしに働かされるおそれがある。そこで、憲法 28 条は労働基本権を保障し、労働者と使用者とが対等な立場で交渉できるようにしている。

- ・ 労働基本権は、それを保障する措置を国に対して要求できるという社会権的側面と、国がそれを制限することを禁止するという自由権的側面とがある。さらに、使用者が労働者の労働基本権の行使を尊重すべき義務を負うので、私人間に直接適用されるという性格をもつ。

Quiz

Q25-1 憲法第26条に関する次の記述のうち、妥当なのはどれか。

1. 憲法第26条第1項の規定の背後には、子どもは、その学習要求を充足するための教育を自己に施すことを大人一般に対して要求する権利を有するとの観念が存在しているとするのが判例である。
2. 憲法第26条第1項は「ひとしく教育を受ける権利を有する。」と規定し、教育基本法第4条第1項も「人種、信条、性別、社会的身分、経済的地位又は門地によつて、教育上差別されない。」と定めているから、教育を受ける子どもの適性や能力の違いに応じて異なった内容の教育をすることは許されない。
3. 憲法第26条第2項前段の規定は、普通教育が民主国家の存立、繁栄のために不可欠な制度であるからではなく、それが子女の人格形成に必要な欠くべからざるものであることから、親の本来有している子女を教育すべき責務を全うさせようという趣旨の規定であるとするのが判例である。
4. 憲法第26条第2項後段の規定は、国の政策的目標を定めたものであり、無償の範囲は法律によって具体化されることから、法律により国公立学校の義務教育において授業料を徴収するよう措置することができるとするのが判例である。
5. 我が国の法制上子どもの公教育の内容を決定する権能は教師ではなく国に帰属するから、国は公教育の内容及び方法について包括的に定めることができ、したがって、公教育を実施する教師の教授の自由は認められないとするのが判例である。

(平成15年度国家公務員採用Ⅱ種試験)

Q25-2 日本国憲法に規定する勤労の権利又は労働基本権に関する記述として、通説に照らして、妥当なのはどれか。

1. 日本国憲法における勤労の権利とは、労働機会の提供について国に政治的な義務を課すとともに、国に対して完全な就労の保障を要求する具体的な権利を国民に認めたものである。
2. 賃金、就業時間、休息その他の勤労条件に関する最低限の基準は、法律で定めるものとされているが、個々の労働契約でその基準を下回った勤労条件を定めた場合でも、契約自由の原則により当該労働契約はすべて有効である。
3. 勤労者の団結する権利とは、労働条件の維持及び改善のために使用者と対等の交渉ができる団体を結成し、又はこれに加入する権利である。
4. 勤労者の団体交渉をする権利とは、労働者の団体が労働条件の実現を図るために団体で交渉を行う権利であり、その中心は争議権である。
5. 勤労者の団体行動をする権利とは、労働者の団体が労働条件について使用者側と労働協約を締結するために行動する権利であるが、締結された労働協約は規範的効力を一切もたない。

(平成19年度特別区職員Ⅰ類採用試験)